

盛岡地区広域土地開発公社の解散について

平成 30 年 11 月 26 日

総 務 部

1 盛岡地区広域土地開発公社の解散について

盛岡地区広域土地開発公社（以下「公社」という。）について、平成 30 年 8 月をもって、保有土地の処分が完了し、今後の事業が見込まれないことから、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）及び公社定款の規定により、盛岡市議会の議決を経て、岩手県知事の認可を受けて解散させようとするもの

2 公社の概要と現況

公社は、公拡法に基づく特別法人として、公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とし、盛岡広域市町村（現在は 3 市 5 町）が出資し、昭和 48 年 3 月 5 日に岩手県の認可を受けて設立された。

公社は設立以来、出資団体等の依頼により、約 410 万㎡の公共用地を取得してきたが、近年は新たな土地取得は行っておらず、これまでに取得した土地の管理・処分及び取得に要した借入金の償還事務を行ってきた。

出資団体に照会したところ、今後、公社への土地取得依頼の予定はなく、また、公社の解散について賛成の回答を得ている。

3 債務及び残余財産について

現時点で公社の債務は無く、普通預金及び定期預金（出資金 1,100 万円含む約 5,000 万円）が残余財産となる。残余財産は、公社定款の規定により出資額に応じて、出資団体へ分配するもの

※出資金内訳：盛岡市 650 万円，八幡平市 150 万円，

滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町 各 50 万円

4 解散日程（予定）

平成 30 年 10 月 公社理事会（解散議決，清算人の選任）

平成 30 年 12 月 盛岡市議会（解散議決）

岩手県へ解散認可申請→岩手県からの承認をもって解散

平成 31 年 1 月 解散公告（債権申立期間：2 箇月）

平成 31 年 3 月 残余財産の分配，清算人会の開催（清算報告）

岩手県へ清算完了報告

5 公社解散後の土地取得について

今後の公共用地の取得方法としては、起債，土地開発基金による取得，岩手県土地開発公社を利用した取得等が考えられる。

□公有地の拡大の推進に関する法律

(解散)

第二十二條 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

□盛岡地区広域土地開発公社定款

(解散)

第25條 この土地開発公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、盛岡市議会の議決を経、岩手県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 この土地開発公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、第19条第2項の出資の額に応じて、それぞれ出資した地方公共団体にこれを分配する。